

## 第 5 章

調査計画書についての  
環境の保全の見地からの  
意見を有する者の意見の概要

## 第5章 調査計画書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

「埼玉県環境影響評価条例」第6条の規定に基づき、「蓮田都市計画事業（仮称）高虫西部地区土地区画整理事業環境影響評価調査計画書」の縦覧が、以下の期間で行われた。

期間：令和元年11月5日（火）～令和元年12月5日（木）

場所：埼玉県環境部環境政策課、埼玉県中央環境管理事務所、埼玉県東部環境管理事務所、埼玉県立熊谷図書館、埼玉県立久喜図書館、蓮田市都市整備部産業団地整備課、鴻巣市環境経済部環境課、上尾市環境経済部環境政策課、桶川市市民生活部環境課、久喜市環境経済部環境課、北本市市民経済部環境課、白岡市市民生活部環境課、伊奈町環境対策課

「埼玉県環境影響評価条例」第7条第1項の規定に基づき、調査計画書について令和元年11月5日（火）から令和元年12月19日（木）までの期間、環境の保全の見地から意見を受け付けたが、意見書は0件であった。